

令和8年3月19日

香川県立高松高等学校
入学予定者・保護者 殿

香川県立高松高等学校
校長 中筋 功雄

令和8年度県立高校入学生が購入する学校指定の
タブレット端末の購入手続きについて

指定のタブレット端末の購入手続きについて、下記の書類をプリントアウトしてお読みいただき、端末購入希望者は下記1を、端末貸与希望者は下記2(1)、(2)を記入し、どちらか一方を折らずに角2封筒に入れて、オモテ面に大きく受検番号と生徒氏名を書いて、3月23日（合格者招集日）に受付にご提出ください。

記

- ・ 1 香川県高校生向けタブレット購入等支援事業（県立高等学校）費補助金交付申請書
- ・ 2 香川県立高等学校1人1台端末貸与申請書
- ・【参考リーフレット：中学時に配布済み】

令和8年度入学生が購入する学校指定のタブレット端末について

【提出書類】

■端末購入希望者

- 1 香川県高校生向けタブレット購入等支援事業（県立高等学校）費補助金交付申請書

■端末貸与希望者（条件有り）

- 2 (1) 香川県立高等学校1人1台端末貸与申請書

(2) (a) 生活保護受給世帯

市町村長等が発行する生活保護（生業扶助）受給証明書（写）

(b) 住民税非課税世帯（保護者等全員の住民税所得割が非課税である世帯）

直近の保護者等全員の課税証明書（写）

直近の保護者等全員の特別徴収税額決定通知書（写）

直近の保護者等全員の納税通知書（写）

(c) 家計急変世帯（定年退職や正当な理由のない自己都合退職等によるものは、該当しません。）

家計急変世帯であることを証明する書類（罹災証明書、離職票、医師による診断書等）

※合格者招集日に、2(2)の証明書の提出が難しい場合は、2(1)のみをご提出し、3月26日16時55分までに、2(2)を本校事務室までご提出ください。

購入希望者用

令和8年3月23日

香川県立高松高等学校長 殿

(保護者等 ← 購入サイトに登録する保護者と同一)

申請者 住所:

氏名:



香川県高校生向けタブレット購入等支援事業 (県立高等学校) 費補助金交付申請書

令和8年度において、学校指定の端末の購入に当たり、香川県高校生向けタブレット購入等支援事業 (県立高等学校) 費補助金の交付を受けたいので、香川県高校生向けタブレット購入等支援事業 (県立高等学校) 費補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

○端末を使用する生徒の氏名等

受検番号	氏名	課程	購入端末の保証期間	補助申請額
		全日制 定時制 通信制	3年保証 4年保証	34,997円



本申請に係る補助金の請求及び受領について、次の端末販売事業者に委任します。

(必ず、「レ」を記入してください。)

<委任する端末販売事業者>

所在地 : 広島県広島市中区袋町4-25

名称 : 株式会社大塚商会広島支店

代表者職氏名 : 支店長 真子 健

貸与希望者

様式第2号（第7条関係）

香川県立高等学校1人1台端末貸与申請書

令和8年3月23日

香川県立高松高等学校長 様

香川県立高等学校1人1台端末貸与規程第7条第1項の規定により、貸与物品（1人1台端末）の貸与を受けたいので、次のとおり提出します。

なお、利用に当たっては、裏面の貸与条件及び香川県立高等学校1人1台端末貸与規程を遵守することを誓約いたします。

1 利用者（生徒）

郵便番号	
住所	
（ふりがな）	
氏名	

2 保護者等（代表者1名）

住所	<input type="checkbox"/> 利用者（生徒）と同じ（該当の場合は <input checked="" type="checkbox"/> を入れ、記載を省略できる） 〒
（ふりがな）	
氏名	
連絡先電話番号	

3 添付資料（該当の資料にを入れてください）

(1) 生活保護受給世帯

市町村長等が発行する生活保護（生業扶助）受給証明書（写）

(2) 住民税非課税世帯（保護者等全員の住民税所得割が非課税である世帯）

直近の保護者等全員の課税証明書（写）

直近の保護者等全員の特別徴収税額決定通知書（写）

直近の保護者等全員の納税通知書（写）

(3) 家計急変世帯（定年退職や正当な理由のない自己都合退職等によるものは、該当しません。）

家計急変世帯であることを証明する書類（罹災証明書、離職票、医師による診断書等）

※ お預かりした個人情報は、県立高校に在籍する生徒に対する1人1台端末の貸与に必要な範囲内においてのみ使用し、本人の同意なく第三者に提供することはありません。また、申請した内容に変更が生じた場合は、本校にご連絡ください。

学校使用欄

令和 年 月 日決定 貸与 ・ 不貸与（理由）

香川県立高松高等学校長

香川県立高等学校 1 人 1 台端末貸与条件

- 1 利用者は、貸与物品について善良な管理者の注意をもって管理すること。
- 2 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 貸与物品を学校長が認めた学習以外の目的で使用する事。
 - (2) 貸与物品を他者（教員を除く。）に使用させ、又は転貸すること。
 - (3) 貸与物品を売却し、廃棄し、又は故意に破損すること。
 - (4) 貸与物品を利用し、他者に対して危害を与えること。
 - (5) 貸与物品に学校長の許可なくソフトウェアをインストールすること。
 - (6) 貸与物品の使用に係る ID、パスワード等を他者に漏らすこと。
 - (7) 貸与物品に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。
 - (8) 貸与物品を自宅のインターネット環境と異なる回線に接続すること。
- 3 利用者は、教育委員会又は学校長から貸与物品の管理運営に当たり必要な指示があったときは、その指示に従うこと。
- 4 利用者は、学校長から求めがあった場合、貸与物品の利用履歴を示さなければならない。
- 5 貸与物品を自宅等に持ち帰り利用する場合のインターネット通信及び充電に係る経費は、利用者の負担とすること。
- 6 貸与物品を授業で使用する際に利用するアプリケーション（教材）に係る費用は、利用者の負担とすること。
- 7 利用者は、貸与物品を自宅等に持ち帰り利用した場合は、翌日以降の使用のために必要な充電を行うこと。
- 8 利用者は、貸与物品に紛失、盗難、故障、破損等の事故が発生したときは、速やかに貸与物品事故届（様式第 3 号）を学校長に提出すること。当該事故が利用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、貸与物品を原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償すること。
- 9 利用者は、貸与物品の使用に当たり、利用者の責に帰すべき理由により教育委員会又は第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償する責任を負うこと。
- 10 貸与物品の使用に当たり、利用者の故意又は過失により個人情報等の漏えい等の事故が生じた場合は、教育委員会は、その責任を負わないこと。
- 11 利用者が休学、留学等により長期にわたり登校しないこととなったときは、貸与を取り消す場合があること。
- 12 利用者は、貸与期間が満了した場合又は貸与の取消しを受けた場合は、学校長が指定する期日までに貸与物品を返却すること。
- 13 利用者の保護者等は、香川県立高等学校 1 人 1 台端末貸与規程に基づき、利用者が負担する一切の債務について連帯して保証すること。

香川県では、すべての県立高校において、各自でご購入いただいた学校指定のタブレット端末により、日々の学習等に取り組んでいます。



県立高校に入学される生徒の皆様には、各学校が指定するタブレット端末をご自身の所有物として入学時に購入していただきます。今回は、端末の購入や貸出しについてお知らせします。

端末の購入・貸出しについて ※県推奨端末(Google Chromebook)の場合

負担いただく金額

全日制 … 34,996 円 (端末代金^{※1} 69,993 円から補助額^{※2} (34,997 円)を差し引いた額)
 定時制 } 修業年限3年の場合 17,498 円 (端末代金 69,993 円から補助額(52,495 円)を差し引いた額)
 通信制 } 修業年限4年の場合 20,053 円 (端末代金 80,212 円から補助額(60,159 円)を差し引いた額)
学校の修業年限に応じて選ぶことになります。
定時制・通信制では、全日制よりも授業での端末使用頻度が低いことから、補助割合を高く設定しております。
様々な決済方法(一括・分割、クレジット決済・コンビニ決済等)に対応します。
※1 端末代金は、令和8年4月入学生に係る価格で、下の「端末代金の内訳」に示した費用です。
※2 補助額は、県推奨端末の端末代金の1/2又は3/4(1円未満の端数切上げ)の額です。

端末代金の内訳

端末本体(キーボード、タッチペン含む)、端末の保証料(3年又は4年)、端末の管理に要する費用
※ 学校個別の教材ソフト料等については、ご家庭で負担していただきます。

端末の貸出し

経済的な理由で購入することが難しい世帯(生活保護世帯、住民税非課税世帯等)の生徒に対しては、「端末貸与申請書」などの必要書類の提出により、端末を無償で貸与することができます。学校個別の教材ソフト料等については、ご家庭で負担していただきます。貸出しについて、裏面の【お問い合わせ先】に相談することもできます。

補助金・貸与の流れ ※ 手続きは学校によって異なります。

令和8年3月19日～

一般選抜合格者発表
合格者招集
各学校 web ページ など
・各種申請様式 配付

①補助金交付申請書
(タブレット端末購入予定者)
②端末貸与申請書
(タブレット端末貸与予定者)

令和8年3月下旬～

合格者招集など
・各種申請様式 提出
①補助金交付申請書
②端末貸与申請書など



①を提出後、専用サイトで補助金を差し引いた額で端末代金を支払い

学校指定の端末を貸与

※タブレット端末は、4月以降に学校でお渡しします。

県立高校では、このような ICT 活用教育を推進しています



シミュレーションなどのデジタル教材を用いた思考を深める学習



複数の考えを議論して整理し、発表を行うアウトプット型の学習



学校や家庭等で、一人一人の習熟の程度等に応じた学習

イラスト：文部科学省「ICTを活用した指導方法」より



生徒1人1台端末についてのQ & A

Q：全ての県立高校で同じ端末を個人購入するのですか



A：県教育委員会では、Google Chromebook を県推奨端末としています。ただし、学校や学科の特色により異なる端末を指定する善通寺第一高校デザイン科、観音寺総合高校の補助上限額は3万6千円となります。

Q：すでに個人で所有している端末を学校に持ち込むことはできませんか



A：端末は、学校の教育活動で日常的に利用するため、専用の管理ツールで適切に管理する必要があります。セキュリティの観点やトラブル発生に対応するため、学校が指定する端末の購入をお願いします。

Q：端末は家庭で自由に使用することができますか



A：端末を持ち帰り、動画やデジタル教材などを用いて授業の予習・復習を行うことにより、各自のペースで継続的に学習に取り組むことができます。なお、不適切なサイト等は閲覧できない対策を行う予定です。

Q：通信費は誰が負担するのですか



A：県推奨端末は Wi-Fi モデルであり、学校では校内 Wi-Fi に接続するため、県の負担となりますが、家庭での通信費については各自の負担となります。なお、家庭に通信機器がない場合は、Wi-Fi ルータの通信機器を貸し出しますが、通信のための回線契約は、各自の負担をお願いします。

【お問い合わせ先】 香川県教育委員会事務局 高校教育課 〒760-8582 香川県高松市天神前6番1号 TEL：087-832-3747

※ 高松第一高校・県内の私立高校においても、同様の補助や無償貸与を受けることができます。詳しくは、それぞれ下記までお問い合わせください。

高松第一高校：同校

(TEL：087-861-0244)

県内の私立高校：各学校 又は 香川県総務部総務学事課

(TEL：087-832-3058)